入札公告の取消

令和２年５月20日
独立行政法人国民生活センター
理事長　松本　恒雄

◎調達機関番号　571　◎所在地番号　13

令和２年３月16日（号外政府調達第48号15ページ）掲載の入札公告「ＰＩＯ－ＮＥＴ2020に係るネットワーク回線、機器賃貸借及び導入等一式」を取り消します。

入札公告の取消

令和２年５月20日
独立行政法人国民生活センター
理事長　松本　恒雄

◎調達機関番号　571　◎所在地番号　13

令和２年３月19日（号外政府調達第51号17ページ）掲載の入札公告「ＰＩＯ－ＮＥＴ2020に係るＰＣ・周辺機器の賃貸借及び導入等一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「段階的選抜方式」です。

令和２年５月20日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　石原　康弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　八王子法務総合庁舎⑽建築改修その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　東京都八王子市明神町４丁目21番２号

⑷　工事内容
敷地面積　4,209㎡
１．建物
１）庁舎
構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上７階　地下１階　塔屋１階
建築面積　約2,000㎡
延べ面積　約11,500㎡
用途　庁舎
工事内容　躯体改修、外壁改修、防水改修、建具改修、内装改修、塗装改修、取りこわし

⑸　工期　契約締結の翌日から令和４年３月30日まで。（指定部分工期：令和３年11月30日まで。）

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約300㎥、鉄筋約20ｔ、鉄骨約10ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、企業の技術力（技術提案［ＶＥ提案］及び工事全般の施工計画を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案［ＶＥ提案］及び工事全般の施工計画等（以下「二次審査資料」という）の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

⑼　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑽　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。
①　「ワンデーレスポンス」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。
③　建設リサイクル法対象工事
④　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑤　難工事施工実績評価対象工事
⑥　難工事功労表彰評価対象工事
⑦　段階選抜一次審査選抜者数拡大
⑧　週休２日促進工事（受注者希望方式）

⑾　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。

⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒀　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う試行対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐又は㋑のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

㋐　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造体の改修を含む工事

㋑　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築）工事

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記㋐又は㋑のいずれについても、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和２年11月８日までを予定する。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者にあっては、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。